

衆議院
第六回
国会

午後一時四十八分開議

委員長代理理事 小峯 柳多君

理事北澤 直吉君 理事小山 長規君

理事島村 一郎君 理事前尾繁三郎君

理事川島 金次君 理事林 百郎君

岡野 清豪君
佐久間 徹君

高間 松吉君
苦米地英俊君

中野 武雄君
西村 直巳君

三宅則義君田中織之進君

松尾トシ子君
河田賢治君

架畢 義守君

出席政府委員

大藏次務次官 水田三喜男

大藏事務官

日本専売公社 冠木 四郎君

監理官

大蔵事務官

課長 佐藤 一良君

委員外の出席者

専門員 黒田 久太君

專門員	木	文也
-----	---	----

高門員 村ノ 三十七

本日の会議に付した事件

旧軍関係債権の処理に関する法律案

(内閣提出第一七号)

国の所有に属する物品の売拂代金の

納付に關する法律の一部を改正する

法律案(内閣提出第二八号)(予)

1. NAME _____

○小峯委員長代理　これより会議を開

११५६१०

まず昨十二日予備審査のため付託さ

にました国の所有に属する物品の売拂

代金の納付に関する法律の一部を改正

る法律案を議題といたしまして、政

[illegible]

府當局の提案理由の説明を聴取いたします。

国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案

国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律

第一條の次に次の一條を加える。

(売拂代金の延納)

第一條の二 各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ)は、国が販売する目的で取得し生産し、又は製造した物品(取得した物品には加工又は修理を加えたものを含む。)を売り拂う場合において、取引上の慣行その他売拂代金納付前に物品の引渡を行うことを必要とするやむを得ない事由があると認めるときは、国債その他確實な担保を提供させ、利息を附して、半年以内の延納の特約をすることが出来る。

第二條の見出しを削り、同條第一項中「各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ)は、」を「各省各庁の長は、前條の場合を除く外、」に

改め、同項第三号及び第五号を創り、同項第四号を同項第三号とし、同條第二項を次のように改める。

2 各省各庁の長は、前條の場合を除く外、物品の管理上の都合により、これを急速に売り拂ふ必要がある場合には、同條の規定に準じて延納の特約をすることができ

る。

第三條第二項を次のように改める。

2 各省各庁の長は、前項の場合を除く外、前二條に規定する場合において、特に担保を提供させることが必要でないと認めるとき、又は利息を附することが適當でない

と認めるときは、これらの規定にかかわらず、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができ

る。

第四條第一項中「第二條を」「第一條の二又は第二條」に、同條第二項中「担保の提供を免除しようとする」を「担保の提供を免除し、又は利息を附さないことしようとする」に改める。

本則中第四條の次に次の一條を加える。

(公同等に対する準用)

第五條 前五條の規定は、法令による公団、日本専売公社及び日本国有鉄道がその所有に属する動産を売り拂ふ場合における当該動産の売拂代金の納付及びその延納の特約に準用する。この場合において、

第二條第一項第一号中「各省各庁

(財政法第二十一條に規定する各省各庁をいう。)の内部又は相互の間で「あるのは、国に」と、前條第一項中「大蔵大臣に協議しなればならない。」とあるのは法令によれる公団にあつては「当該公団を所轄する各省各庁の長の承認を受けなければならぬ。」の場合において、各省各庁の長は、承認しうるとするときは、大蔵大臣に協議しなればならない。」と読み替へるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第五條の改正規定中、日本専売公社及び日本國有鐵道に係る部分は、昭和二十五年四月一日から施行する。

○水田政府委員 国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案の提出の理由を、御説明申し上げます。

今回改正しよういたします点は三點であります。その第一点は、国の所有に属する物品に關し、その売拂代金の延納の特約をすることが出来る場合につきまして、これをさらに明確にするために従來の規定を統合整理いたしたるために、國が商取引上の慣行等に從つて、売拂代金の納付前に物品の引渡しを行ふ必要がある場合と、その他の場合とに区分して規定しようとする点であります。

第二の点は、延納の特約をする場合において、特別の必要があるときは利息を付さないこともできることとしよ

うとする点であります。すなわち従来延納の特約をする場合で、利息を付することを要しないこととしたのは、国の内部または相互の間の売拂いの場合に限定されていたため、多少嚴格に失するきらいがありましたので、この際その点を是正して、取引の円滑をはかるうとするものであります。

第三点は、この法律の適用が従来国に限りれていたのに対しまして、これをさらに法令による公団、日本専売公社及び日本国有鉄道が、その所有に属する動産を売り拂う際におきまして、売拂い代金の納付及びその延納の特約をする場合にも、準用せようとする点であります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出した次第でございます。何とぞ御審議のほどをお願いいたします。

○小幡委員長代理　ただいま説明を聴取しました議案につきまして質疑を行います。なお軍関係債権の処理に関する法律案も、並行して質疑を行いたいと思います。

この際御報告申し上げますが、軍関係債権の処理に関する法律案に関する資料につきましては、政府当局において鋭意作成中でありますから、大方木曜日ぐらゐまでにはそろふつもりでありますことを、御報告申し上げます。

同案を並行して審議いたしますから、質疑をお願いいたします。

○北澤委員　ただいま御説明がありました国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する

法律案についてありますが、国の所有に属する物品でありまして、さしあたり売り拂うことを予定し、あるいは考へておられる物品の内訳がございまして、資料としてお出し願ひたい。たとえば特別調達庁あたりで、進駐軍の使用というところで買ひ込んだものが、進駐軍の使用から解除されて、大分たまつておるものがある。あるいは産業復興公団にもそういうものがありまして、これも至急処分したいという考へのようにあります。そういうふう

に政府もしくは公団あるいは専売公社、国有鉄道、こういう方面の所有に属する物品で、ただいまのところ売拂いを考へておるものの内容を、ひとつ御説明願ひたいと思います。

○佐藤(一)政府委員 ちよつとお伺ひいたしますが、本年度内の計画でよろしゅうございませう。——できるだけ急いで作成したいと思ひます。

○小峯委員長代理 ほかには御発言はございませうか。

○北澤委員 旧軍関係債権の処理に関する法律案に關しまして御質問申し上げますが、この法案は一体どういう意図のもとに出されておるのかというところが、明確にならなければならぬと思ひますが、提案理由の説明にありまして八千八百件、金額にいたしまして十六億四千万円、この債権に關してのみ適用される法律であるか。あるいは今後起り得べき、あるいはまた今までも当然債権として取立てる必要のものであつて、まだ明確になつていない、未調定であるというものであつて、この法律を適用するののか。その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 お答えいたします

す。ただいまお話のございました、その十六億四千万というものを対象にいたしておる考へであります。ただ現在においては、最近のわかり得る限りのものを調べておるつもりでございまして、万が一調停が全然行われていないもので、なお残つておるものがあるというふうな場合には、それも当然、この冒頭に掲げておりますような性質の債権でありますならば、同様な扱いをするつもりであります。

○北澤委員 終戦後におきまして、国民の非常に遺憾としておる問題は、終戦直後において五百億の膨大な終戦処理費が、まづ数箇月の間に非常に暴露あるいは詐欺というふうな状態において処分されたというふうなことで、さらに終戦当時におきまして二千四百億にも相当するところの、国民の血と涙の結晶である軍需品が、非常に不当に処理されて、その結果としてたしまして、戦後インフレが高進し、さらに国民の生活の上に非常に一時的なやみ成金が出るかと思へば、一方戦争犠牲者として、非常に悲惨な境遇に陥れたらという、非常に国民の生活の上に差別が出た根本原因が、この臨軍費の処分問題と、軍需物資の処分の問題であるといふことは考へるのであります。従つてこれを公正明確に、政府が取立てるべき債権は債権として、嚴重にこれを取立てることによつて、終戦以来国民の胸の中にある不満と申しましようか、あるいは当時やりました措置に対する疑惑というものを解くべき、一つの大きな任務のある法案であると思へるのであります。従つてもちろん政府当局も今まで努力せられて、この八千八百件、あるいは

金額にいたしまして十六億何千万円、こういうものに局限されて来たようには考へられるのでありますが、しかしその他になお不明確なものが相当にあるのではないかと、われ／＼は考へるのであります。いづれ資料の提出を願ひまして具体的に検討しなければ、それが明確になつて参りませんが、この際われ／＼は、この法案審議の心構えをいたしましては、そうした国民が非常に腹の中に持つておる不満、疑惑というものを解くという意味において、今後この法案を審議しなければならぬといふ、いかに考へるのであります。そういう意味において、資料の点が明確にならないと、よくわからないのであります。この債権の取立ては、われ／＼は嚴重にやるべきであると思へます。ところが、この債権の取立ての内容を検討いたしますと、第一條を見ますと、納期を延期する、あるいは分割納付をする、そういうふうな特約をすることができるといふようなぐあいに、債権取立てを非常に緩和しておる。さらに裁判所等の調停勧告によりまして、特別の譲歩をすることができるといふようなことが第二條にある。さらに第三條においては、五箇年間に経過した不明確な債権については、これを免除することができるといふようなぐあいに、政府の債権を免除するといふような方向への努力が集中される。そういうふうな、むしろ終戦当時拂ひ下げたものによつて、彼らは相当莫大な利益を獲得しておるといふことは間違ひのないのでありますから、政府はなぜこの債権を嚴重に取立てる方向に、この法案を運用するような内容を持つていないのか。緩和するような方向へ

持つて行つてゐるのかというのが第一点であります。この点われ／＼は不満であります。従ひまして私どもの氣持といたしましては、もちろんただむやみに延納をはかるといふ氣持で、これを運用する考へはございせん。ごく限られた場合に延納を認める、こういうふうにしたいと思つております。

○佐藤(一)政府委員 この法律の体裁上、ただいまのような感じをお持ちになる点は、あるいはもつともかと存じますが、実はこの法律の一番の眼目はどこにあるかと申しますと、一番最後にあると申しますところのいわゆる国税滞納処分と同じやり方で、この国の私法上の債権を取立てることができるといふことが、実はこの法律としての一番の主たるねらいであります。従ひまして私どももいたしましては、むしろこの法律は、債権の処理とありますが、取立てを促進するといふことを眼目に考へております。ただ復員局で現在扱つております現場の経歴に徴しますと、その滞納処分を必要するといふことのほかに、いろいろこまかい案件につきまして、現在いわゆる処理に困つておるものがございまして、それらのものをどう解決するかというので、実は第一條、第二條以下の緩和規定が先に入つた形になつておるわけでありまして、第一條につきましても、その條文をこらん願ひとおわかりになると思ひますが、あります。これは收納上国が有利であると認められたときに限つております。それで終戦直後の各種の経済的な條件の変化によつて一時打撃をこうむつておる。しかしながらもう少しかすに時間をもつてするならば、相当その企業というものは有利になつて行く見込みがある。そういうようなものにつきましては、これはむしろ延納を認め

た方がいじやないかということも考へられるので、この條文を置いたわけでありまして、従ひまして私どもの氣持といたしましては、もちろんただむやみに延納をはかるといふ氣持で、これを運用する考へはございせん。ごく限られた場合に延納を認める、こういうふうにしたいと思つております。それから第二條につきましても、実はこれはこの法律の対象になるところの債権のうち、相当部分のものはいわゆる特別経理会社、あるいは閉鎖機関に指定を受けておるわけでありまして、それらのものにつきましてはそれ／＼の法律、応急措置令でありまして、あるいは閉鎖機関令によりまして処理せられておりますが、それらの場合にはいよいよ企業再建整備の計画の認可によりまして、旧債権というものを適当な形で、場合によつては免除ということ、切り捨てといふことを考へておるわけでありまして、ところがそれらの法律の適用を受けないものについて、は、しからは全然和解調停というか、場合によれば債務免除をする場合を考へる必要がないかといひますと、やはりその後のいろいろな條件で、終戦前の各企業というものは状況が大分かわつております。従つてどうしても和解調停によつて事を運ぶほかに、円滑に行かないと思はれる案件が相当たまつておるものであります。しかしながら何分にも現在までは、それらのよりどころとなるような基本的な規定というものが欠けておつたわけでありまして、それで和解調停をいたせば、みす／＼相当早いうちにある程度のものがとれるというものを目の前に控へながら、復員局としてはそれをみんな案件として

今日までためて来ておるものが相当あるものであります。そういうものを頭に置きましてこの規定を置いたわけであります。

それから第三條の債務の免除につきましては、昨日も御質問が相当にあつたわけでありましたが、私がそのときに申し上げましたごとく、これについては広く適用する考えは全然ない。兵隊の家族渡しの給与等で過誤拂いのものが相当にあります。そういうもので現在の住所、居所の不明なもの、こういうものはいつまでほうつておいても、ただ処理を遅らせるだけであるというものがあつたので、そういうものに限つて免除をするようにしたいという考え方で、この規定を置いたわけであります。しかしながら先ほども申しましたように、この法律の一番の眼目は最後の滞納処分規定を適用できるという点に、中心を置いてゐるわけでありますから、條文の順序体裁等からたゞいまのような感じをお持ちになつたことと思いますが、政府といたしまして提案いたしました根本の気持はそういうことでありますので、御了承を願ひたいと思ひます。

○深澤委員 この旧軍関係の政府債権の問題については、すでに会計検査院も年報において報告をいたしておられますが、いずれもこの前金拂ひ、概算拂ひというふうなものの内容は、非常にわれわれとしては納得のいかない、不当なる状況において前拂ひ、概算拂ひ等が行われておるのであります。従つてまづこれに關する限りは宥恕すべき債権というふうなものは、ほとんどないのではないかと、いさゝかに考へ

るのであります。おそらくこの軍関係に關係いたしました債務者は、その後においても戦時成金として、あるいは戦後の成金として相当の利得を得ておることは間違いないのであります。従つてわれわれの常識からするならば、結局当時の債権のごときは、今日これを取立てる場合におきましては物価の上昇にスライドいたしまして、当然この債権をふくらまして取立てるべきが妥當である。それが真に國民の利益を擁護する政府の態度でなければならぬと考へるのであります。従つて物価指数にスライドしてこの債権を取立てるということ、政府はお考へになつておるかどうか。この点をひとつ伺ひたい。

○佐藤(一)政府委員 戦時利得の問題につきましては、終戦直後から政府といたしましては各種の措置を講じまして、それらの戦時利得を打切るなり吐き出させるなりする方法を、すでに進行しておるわけでありまして、それで実は昨日の質問にもございまして、むしろそういう手段が断行せられて後、逆に政府が借りておるものは打切つてしまふ。ところが貸しておるものは取るだけ取るというふうなことはむしろ苛酷ではないか。あるいはまた實際問題といたしまして、それらの戦時補償税等も十分取立てる能力がないのに、さらにこういう債権を追つかけて取ることができるとかどうかという、むしろ反対の面からする質問がありまして、私どもといたしましては戦時利得については他の手段によつて十分やつており、現在国庫の立場からいたしましてこの際に残つておるところの國の債権を早く処理した

い、こういう事務的な観点からこの法律を出しておるわけでありまして。申すまでもありませんが、もしも不当な利得であるということが明らかである以上は、当然これを追究しなければなりません。かつまた再々申し上げましたように、この法律の運用におきましては、免除ということとは特別なものを考へておるのであります。大きな法人であるとかあるいは個人等につきましては、極力最後までこれを追究するという考へを持つております。

○深澤委員 これ以上抽象論を続けましてもこれは解決できませんから、いづれ資料の御提出を願ひまして、具体的に検討するということに留保いたしますが、なお本日提案理由を説明されました國の所有に屬する物品の売拂代金の納付に關する法律の一部を改正する法律案であります。この法律の範圍を公國、日本専売公社及び日本國有鐵道というものに拡大せられたという根拠を、ひとつお尋ねいたします。

○佐藤(一)政府委員 御承知のように日本専売公社と日本國有鐵道は、ごく最近まで國の特別會計でございまして、その當時にありましては延納に關する規定の適用を受けておつたわけでありまして。ただ從來は政府を対象にした規定でございまして、今度公社になりました場合に、それらの公社につきましても從來通りこの適用があるというところを、明らかにしておるわけでありまして。

○深澤委員 これは資料の御要求が他の同僚委員からもございまして、日本専売公社、日本國有鐵道等にこの売拂い

をするべき動産がどのくらい結局予定されておるか、こういう点について概算でもよろしゅうございまして、お聞きしたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 今その数字的説明を申し上げるほど実は用意ができておりませんので、資料によつて差上げたいと思ひます。

○川島委員 物品の売拂代金の点について二、三お尋ねしたいと思ひます。この法案を審議するにあつて、私ども寡聞にして存じていない点が二、三ありますので、ざつとばらんに伺ひしておきたいのですが、第一條の二にありますが、國が販売する目的で取得し、生産し、または製造した物品、これを賣り拂う場合に、取引上の慣行、売拂い代金納付前に物品の引渡しを行うことを必要とするやむを得ない事由、この二つの事柄がここに明記されてありますが、從來の國の財産を賣り拂う場合に、取引上の慣行で延納して来たもの、あるいはまた売拂い代金の納付前に物品の引渡しを行うという具体的な事實は、どういふ場合にそういうことが行われて来たかということをまず聞かしてもらひたい。

○佐藤(一)政府委員 御説明いたしました。御承知のように從來でも國には國の立場として、企業特別會計とかいうような一種の一般の民間産業と對比するやうな資格において、國が各種の經營をやつておられますが、そういう際にそれらの特別會計が物品を賣り拂う場合がしばしばございまして。たとえばアルコールの専売法に基きまして、アルコールを賣り渡すということがあるわけでありまして、これらの實際の取引の事情を見ますと、一月とか、二月

とか、延納を認めておるといふ事情でございまして。それから最近最も大きいのは、過渡的ではございますが、政府貿易、いわゆる國が直接國營貿易をやつております關係で、あたかも貿易庁のやうな立場に立つて、民間に拂下げをするという必要が起つて参つておるのであります。これらの場合にはどうしても實際の問題として、延納を認める必要が多々あるのでございまして、そういう点を考へておるのでございまして。

○川島委員 次にもう一つ承つておきます。これも二ページの二にあることですが、物品の管理上の都合により、これを急速に賣り拂ふ必要がある場合、これはどうもよくわからぬのですが、從來もそういうことがあつたでしょうか、今後もあることを予定しておるでしょうか、たとえばどういふやうなときがこれに該当するのか、これをひとつ示していただきたい。

○佐藤(一)政府委員 これはちよつと言葉がはつきりいたしておりませんが、つまり國がむりに民間業者にいはば押しつけて賣るやうな場合があるものであります。たとえば貿易特別會計で鉄鉱石を輸入する。ところが日本製鉄株式會社では、製鉄の計画というものが一応立つておるのであります。それ以上の鉄鉱石は必要でないものであります。ところが船繰りの都合等でもつて、一度にどつと外國から船で鉄鉱石が入つて来るという場合がございまして。そういういたしますと、國としても処理の都合上、それをある程度民間會社に一種のいや／＼持たせるといふやうな必要が起つて来る場合がございまして。その他そういうやうなところがむしろ相

手の好むと好まざるときにかかわらず、押しつけるような例はたくさんございまして、そういう場合を考えておるわけでありまして。

○川島委員 かりにそういう場合にも、次の第三條第二項にありますが担保もしくは利息というものを、これに適用して行く形になるのですか。

○佐藤(一)政府委員 そうでありまして。

○川島委員 これは横道に入つたようでありまして、そういう急速の事情によつて、政府が生産計画のない製造工場に売渡しを急ぐ場合に、それにもかかわらずむりに引取つてもらうために担保を提供する、利息を付する。そういう場合に實際的にそういう当該会社が、担保を提供するというに實際の商習慣上できるかどうか。これはできるのですか。

○佐藤(一)政府委員 ちよつと説明が足りませんが、この適用があると思つたのは、従来利息は絶対に免除してならぬことになつておつたのでありますが、ただいまのような場合にはむりでありまして、第三條の二項で利息を免除することができるといふような規定を特におくようにしたわけでありまして、原則としてはとるわけでありまして、そういう場合にはむりのない場合だけに限ります。

○河田委員 国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、担保をとるといふのは大体どのくらいとつておりますか。

○佐藤(一)政府委員 どのくらいと申しますのは、割合でございますか——それはまあいろいろな場合がございま

すが、たとえばアルコールの場合にはたしか七割くらいでありましようか。国債でもつとつておりました。

○深澤委員 旧軍関係債権の方ですが、その第一條に、「主務大臣は、收納上有利であると認められる場合に限り、三年をこえない期限をもつて、その納付期限を延期」することができるといふのでありますが、その有利であるとは認められる場合といふのは、どういふ場合を予想されておるのか。その点を……

○佐藤(一)政府委員 現在は全然支拂い能力がございせんが、かりに半年なり一年たてば、その会社の経営が有利になつて来ると予想せられるような場合であります。

○深澤委員 そうすると結局それまでは、政府はそういう場合にはすべて延期するといふお考えを持つておられますか。

○佐藤(一)政府委員 これは予測でありますから、非常に確定的ではございせんが、できるだけ政府といたしましては取立てるべきものは取立てた、こつちのうき持しておりますが、明らかにそういうことが予想されますときには、さうすべきだと考えております。

○深澤委員 そうすると本法の眼目である国税徴収法も、この場合に適用するといふことと矛盾するように私は考へるのではありませんが、つまり国税徴収法は税金と同じように、本債権を取立てるのであるといふことになつて参りますので、債権の取立てが強行に行われるのでありますが、こつちのうきに有利な場合においては延期することができるといふようなことになりまして、国税徴収法を適用するといふことにな

つても、何ら効果を奏しないといふように考えられるのでありますが、その点はどうですか。

○佐藤(一)政府委員 延納をきめまして、さうして一定の期限まで延納を認める。その期限に予定の通りに拂わなない場合には、この滞納処分の規定によりまして強行的に取立てる、こつちのうきになるわけでありまして。

○深澤委員 この国税徴収法を適用すると同時に、現在一般の納税者に対して政府が勇敢に適用しておりますところの国税犯則取締法と並行して実行しなければ、その効果を奏することはできないといふように解釈してゐるのであります。この国税犯則取締法の方は、一体これを適用する御意思があるのかどうか。

○佐藤(一)政府委員 適用する予定はございせん。

○深澤委員 われ／＼の見解といたしますれば、現在政府は徴税の方面におきましては、非常に高額の更正決定を一般国民大衆に押しつけてまして、ちまたに悲劇が起るような状態において徴収をやつておるにもかかわらず、当然政府が終戦直後に取立てるべき債権を、今日まで取立てることができずにおる債権に対しては、一般の税金よりも非常にゆるやかな取立てを考へておるというようなことは、不公平もはなはだしいと思つております。従つてわれ／＼の意見といたしますれば、国税徴収法を適用することはもちろんのこと、同時に国税犯則取締法も適用いたしまして、嚴重に取立てることによつて初めて国の債権を取立てる目的が達せられると思つておりますが、重ねてわれ／＼はこの国税徴収法と同時

に、国税犯則取締法もこの債権取立てに適用するのが、当然であるといふぐあいに要求したいと思つておりますが、この点もう一ぺんお伺いしておきます。

○佐藤(一)政府委員 この法律の対象となります債権と税金とが、どちらが取立てを強行するに値するか。その實質的な議論はいろいろあると思ひます。しかしながら法律の立場といたしましては、この債権はあくまで私法上の債権でございます。言いかえれば国が私法人と同じような立場で結んだ契約に基くところの債権でございます。従いまして、国税のごとく特別な権力的な基礎に立つて取立てるものとは、おのずからその処理を異にさせなければならぬといふ、憲法の一般的考え方によりまして考へております。

○小峯委員長代理 ほかに御発言がなければ、本日はこれにて散会いたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後二時二十三分散会